

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月

1 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

| 区 分 | 一 宮 町 | | | | 民 間 | | | A / B |
|-----|------------|-------|--------------|------------------|---------------------|------------|------------------|-------|
| | 平 均 年 齢 | 職 員 数 | 平均給料 月 額 | 平均給与 月 額(A) | 対応する 民間の 類似職種 | 平 均 年 齢 | 平均給与 月 額(B) | |
| 全 体 | 48.2 歳 | 14 人 | 円 214,400 | 円 219,599 | | | | |
| 調理員 | 47.7 歳 | 12 人 | 円 215,992 | 円 221,374 | 調理士 | 43.1 歳 | 円 283,400 | 0.78 |
| 用務員 | 51.5 歳 | 2 人 | 円 204,850 | 円 208,947 | 用務員 | 54.7 歳 | 円 239,700 | 0.87 |

「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均である。

「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、時間外勤務手当、住居手当等の諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16年～18年の3カ年平均)

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(2) 年齢別職員数

| 区 分 | 20 歳 未 満 | 20 歳 | 24 歳 | 28 歳 | 32 歳 | 36 歳 | 40 歳 | 44 歳 | 48 歳 | 52 歳 | 56 歳 | 60 歳 以 上 | 計 |
|-----|-------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------------|------|
| | | 23 歳 | 27 歳 | 31 歳 | 35 歳 | 39 歳 | 43 歳 | 47 歳 | 51 歳 | 55 歳 | 59 歳 | | |
| 全 体 | 0 人 | 0 人 | 1 人 | 0 人 | 0 人 | 1 人 | 2 人 | 2 人 | 1 人 | 3 人 | 4 人 | 0 人 | 14 人 |
| 調理員 | 0 人 | 0 人 | 1 人 | 0 人 | 0 人 | 1 人 | 2 人 | 1 人 | 1 人 | 3 人 | 3 人 | 0 人 | 12 人 |
| 用務員 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 1 人 | 0 人 | 0 人 | 1 人 | 0 人 | 2 人 |

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表(二)を適用する。

イ 手当

対象となる手当には、扶養手当、地域手当、時間外手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当、通勤手当、住居手当がある。

ウ 昇給基準

毎年4月1日を昇給日とし、職員の勤務成績に応じ、4号給(55歳を超える場合は2号給)を標準として昇給する。

2 基本的な考え方

(1) 定員管理

一宮町集中改革プランに基づき、適正な定員管理に努めます。

(2) 給与制度

技能労務職員の職務の性格や内容を踏まえ、国、県および民間における同種の給与等を参考とし、適正な給与制度の維持に努めます。

3 具体的な取組内容

(1) 定員管理

技能労務職についても退職者補充の抑制を継続するとともに、必要な業務については、臨時職員等により対応し、民間委託についても将来的な調査・検討事項とします。

(2) 給与制度

毎年度における人事院勧告および県人事委員会の勧告等を参考とし、適正な給与制度の維持に努めます。

4 その他

今後の機構改革の中で、業務の統廃合や民間委託等についても検討を進めていきます。